

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月から同年7月まで
② 昭和36年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和36年6月から同年9月まで

昭和29年1月5日から55年11月9日までの期間、C社の社員として定年退職するまでD部門で勤務し、その間にグループ会社のA社に異動した。

しかし、異動した直後の標準報酬月額が、C社からA社へ異動した昭和31年1月から同年7月までは1万4,000円が1万2,000円に、A社からC社へ異動した36年6月から同年9月までは3万円が2万円にそれぞれ引き下げられている上、同年5月の加入記録が欠落している。

C社で継続して勤務しており、昭和44年7月にE市長及び同市商工会会長から勤続15年表彰を受けているので、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録を正しく訂正するとともに、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、C社に係る雇用保険の加入記録及びE市長並びに同市商工会会長から授与された15年勤続表彰状並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日は、申立人と一緒にA社F部門で勤務した同僚は、「F部門は昭和36年に操業停止となり、申立人はC社に戻り室長になった。」と証言していることから、C社における資格取得日と同日の昭和36年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和36年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社から回答を得られないが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、C社のグループ会社であるA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、B社は、「当時の資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人のA社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同日の昭和31年1月1日にC社からA社へ異動した同僚及び従業員に異動時の標準報酬月額の取扱いについて照会したところ、覚えていない者はおらず、当時の取扱いについての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録上の申立人の申立期間①における標準報酬月額は、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間③に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、C社は、「当時の資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人の同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人と同日の昭和36年6月1日にA社からC社及びグループ会社へ異動した同僚3人の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録上の申立人の申立期間③における標準報酬月額は、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和25年6月26日であると認められることから、同社C工場における資格取得に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月26日から同年7月1日まで
② 昭和29年5月1日から31年2月12日まで

夫は、A社の学校を卒業後、同社に入社し、亡くなるまで勤務していた。在職中、各地の工場に転勤したが、同社D工場から同社C工場に転勤した際の加入記録が空いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社C工場では幹部社員であり、昭和29年5月から31年2月12日までの給料は、同社E工場異動後と同額の給料をもらっていたので適正な記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員カードの記録により、申立人が、申立期間①において、A社に継続して勤務（A社D工場から同社C工場に異動）していたことが確認できる。

また、B社が保管している被保険者台帳（写）は、昭和27年8月の標準報酬等級の記載があることから、この頃に作成されたものと推認できるところ、当該台帳には、申立人の資格取得日は25年6月8日と記載されている上、記載されている申立人以外の25人の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の欠番については、B社が保管している被保険者台帳（写）により、資格喪失日が一番遅い者は昭和29年5月22日であり、資格喪失日が一番早い者は同年10月16日であることから、当該名簿は同年5月から同年10月までの間に書き換えられたことが推認できるところ、書換え前の被保険者名簿はF年金事務所に保管されていない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和25年6月8日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。しかし、A社D工場における申立人の資格喪失日が同年6月26日となっていることから、同社C工場の資格取得日は同年6月26日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額はオンライン記録では、1万円と記録されている。

しかし、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬等級は12等級（1万8,000円）、昭和29年5月は「1万8,000」、30年10月は「1万8,000」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録に係る管理が不適切であったものと推認され、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が主張する1万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支店）における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月25日まで

私は昭和19年4月にA社に入社し、定年退職するまで、継続して勤務していたのに、途中で厚生年金保険の被保険者記録が抜けている期間があることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社の感謝状、同社の人事関係記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年4月1日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和21年2月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から17年8月までは44万円及び同年9月から同年11月までは47万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から同年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月から17年8月までは44万円及び同年8月から同年11月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで
標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、標準報酬月額が平成16年1月から17年8月までは44万円のところが9万8,000円に、同年9月から同年11月までは47万円のところが9万8,000円になっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から17年8月までは44万円及び同年9月から同年11月までは47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超え

る保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から同年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月から17年8月までは44万円及び同年8月から同年11月までは47万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは26万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から17年11月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで
ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超え

る保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から17年11月までは26万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果34万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(34万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から 17 年 11 月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成 16 年 1 月から 17 年 11 月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 4 月に 9 万 8,000 円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A 社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは47万円、同年9月から18年8月までは44万円及び同年9月から19年2月までは47万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から18年8月までは44万円及び同年9月から19年2月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは47万円、同年9月から18年8月までは44万円及び同年9月から19年2月までは47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超え

る保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から18年8月までは44万円及び同年9月から19年2月までは47万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から17年9月までは56万円、同年10月から19年2月までは44万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から17年6月までは56万円、同年7月は47万円、同年8月から19年2月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から17年9月までは56万円、同年10月から19年2月までは44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超え

る保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から17年6月までは56万円、同年7月は47万円、同年8月から19年2月までは44万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(32万円及び34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(32万円及び34万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(32万円及び34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から18年6月までは32万円、同年7月から19年2月までは36万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月から17年8月までは30万円、同年9月から18年8月までは32万円、同年9月から19年2月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から18年6月までは32万円、同年7月から19年2月までは36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報

酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月から17年8月までは30万円、同年9月から18年8月までは32万円、同年9月から19年2月までは36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成17年12月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(30万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から同年9月までは30万円、同年10月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで
ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超え

る保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から同年9月までは30万円、同年10月から17年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(41万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは38万円、同年9月から17年8月までは36万円、同年9月から同年11月までは34万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は38万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、17年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは38万円、同年9月から17年8月までは36万円、同年9月から同年11月までは34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年

金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、16年1月は30万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は38万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、17年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月から同年11月までは34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果36万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(36万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果24万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成16年12月1日から17年12月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年12月から17年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年11月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から30万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人の申立期間のうち、平成16年12月1日から17年12月1日までについては、A社が保管する賃金台帳から、申立人の報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、申立期間のうち、平成16年12月から17年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年11月については、A社が保管する賃金台帳により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないことから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果47万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(47万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(41万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(41万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(9万8,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果26万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成16年1月1日から同年2月1日まで及び同年4月1日から17年12月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月及び同年4月から17年11月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人の申立期間のうち、平成16年1月1日から同年2月1日まで及び同年4月1日から17年12月1日までについては、A社が保管する賃金台帳から、申立人の報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、申立期間のうち、平成16年1月及び同年4月から17年11月までは26万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年2月については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を上回っており、また同年3月については給与の支給が無いことから、同年2月及び同年3月については特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは38万円、同年9月から17年11月までは36万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月は26万円、同年2月から17年11月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から 17 年 11 月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは38万円、同年9月から17年11月までは36万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月は26万円、同年2月から17年11月までは36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年6月まで

A市かB市に転居した時に、国民年金の説明をされ、未納分を遡って納付した。それ以降はお金に余裕のあるときは、半年分ずつ納付し、そうでないときはその都度納期限内に市役所窓口かコンビニエンスストアで納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市かB市に転居したときに国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、オンライン記録によると、申立人がC市に転居した平成10年7月以降に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、資格取得日が同年1月21日となっていることから申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して国民年金保険料の徴収は行われなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び転居の際の手続等についての記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時は国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付することができなかったことから、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年11月から58年9月まで
父親が昭和54年頃に加入手続きして、母親が金融機関で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和59年12月10日に交付されたことがA市の被保険者名簿で確認でき、申立人は、60年12月17日に申立期間直後の58年10月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年6月まで

昭和50年3月に入籍した頃、義父に勧められ国民年金に加入した。時期や金額ははっきり覚えていないが、それまでの未納分を社会保険事務所(当時)でまとめて納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は70か月と長期間である上、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人及びその夫に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月頃に払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料の大部分は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

さらに、オンライン記録により、申立期間直後の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料が52年9月27日に過年度納付されていることが確認でき、申立人及びその夫は、社会保険事務所でまとめて納付したのは1回だけと述べていることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は、当該保険料であると考えても不自然ではない。

加えて、申立人の国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 10 日から 55 年 4 月 1 日まで
昭和 52 年 3 月頃から 55 年 3 月頃まで、A社で正社員として勤務し、健康保険と厚生年金保険に加入していた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が申立期間にA社で勤務したと記憶する同僚の中には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる上、同僚の一人は、「当時は厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と供述している。

また、A社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間及び保険料控除については不明である。」と回答しているほか、申立人の申立期間における雇用保険の記録は無い。

さらに、申立期間におけるA社に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できないほか、同社の関連会社であったB社、C社及びD社の申立期間における厚生年金保険被保険者原票にも、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 25 日から 40 年 1 月 21 日まで
A社B工場の第1期生として組立ての仕事をしていた。父親から花嫁修業として洋裁を習うように言われ退職したが、脱退手当金を申請した記憶は無い。脱退手当金を受給してはいないので、支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1478 (事案 719 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年12月31日まで
A社(現在は、B社)のC営業所で、昭和24年1月1日から28年12月31日まで勤務していた期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので被保険者記録として認めてほしいと申し立てたが、非あつせんの通知をもらった。当時、女子事務員が4名いたこと、入社日は23年4月1日であったことを思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間である昭和24年1月1日から28年12月31日までの期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録によると、A社C営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、申立人及び同僚役員の申立期間に係る厚生年金保険の記録も確認することができないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身のA社の入社日は昭和23年4月1日であったとして、申立期間を同日から28年12月31日までの期間とし、A社C営業所で勤務していた女子事務員が4名いたことを思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶している女子事務員4名については、当時、厚生年金保険の適用事業所であった本社のA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を取得していることが確認できず、申立人及び同僚役員の氏名も確認できないほか、上記の被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。